

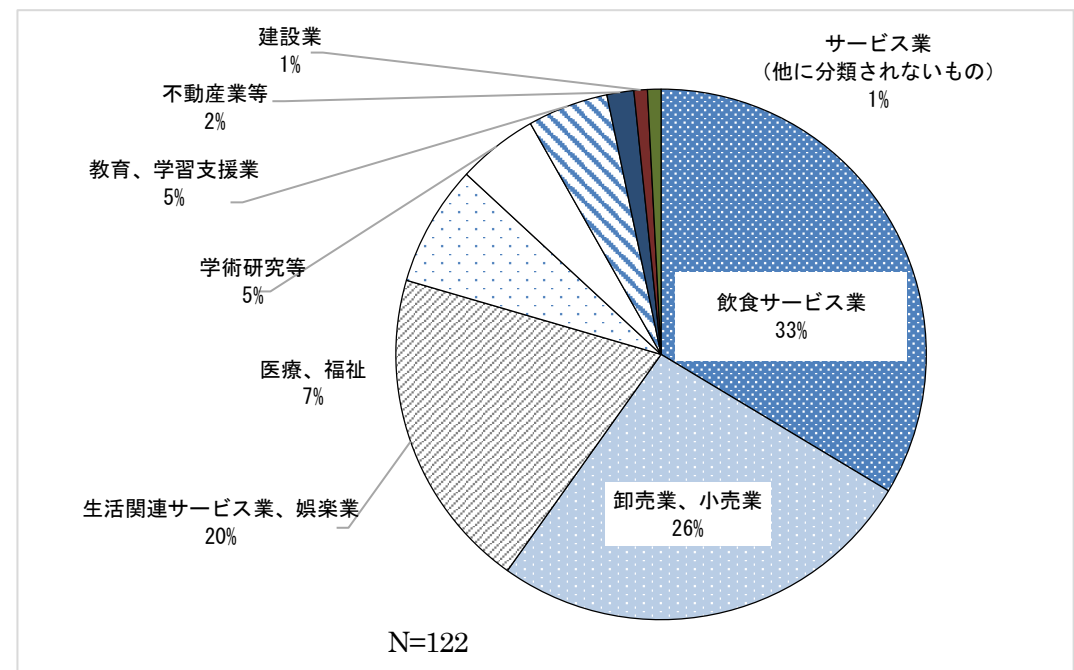
Ⅱ 事業の評価・分析

Ⅱ-1 令和3年度 評価シート

事業名称	令和3年度 商店会活性出店支援金	
実施期間	①令和3年7月1日（木）～令和4年3月31日（木）【事業開始時】 ②事業開始後6ヶ月経過時～令和4年10月3日（月）【6ヶ月経過時】（令和4年度継続中）	
事業内容	・産業の振興と商店会の活性化を図るため、市内の空き店舗や空き事務所に店出し商店会に加入する事業者に対し、出店時（事業開始時）に30万円、出店後（事業開始後）6ヶ月経過時に30万円を支給。	
人員体制	職員2名、アシスタント職員1名	
根拠法令等	武蔵野市商店会活性出店支援金支給事業実施要綱	
実施主体	市	
対象	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに市内の空き店舗や空き事務所に店出し商店会（商工会議所）に加入する中小企業者、小規模企業者、個人事業者または会社以外の法人	
主な効果	・空き店舗対策 ・商店会の活性化 ・出店者への支援（支援金は定額のため、事業者の規模が小さいほどインセンティブとして作用）	
予算額	84,000千円（補助金のみ） ※補正減後	
決算額	76,800,000円	
成果	指標	支給件数（開業時）
	目標	180件（補正減前）
	実績	118件（法人64件＋個人54件）
	乖離理由	令和3年度の出店支援金の目標件数は、令和2年度の出店支援金の対象期間の開始を「8月から」、令和3年度の出店支援金では「4月から」としているため、令和2年度の出店支援金支給実績118件を1年間で割り戻して180件としている。結果的に令和2年度と同規模の実績件数となったことから、年間の空き店舗数が昨年度と比べて同水準もしくは減少傾向にあったのではないかと推測される。
評価	・コロナ禍で増加する空き店舗の抑止につながった。 ・新規出店者と商店会がつながるきっかけとなり、商店会の会員数増加にも貢献した。	
課題・問題点等	・コロナ禍のため、居酒屋・バー等深夜酒類提供飲食店を対象外としている。 ・転賃借物件やレンタルオフィスについては空き店舗ではないこと、同一物件に対して何度も支給することになること、意図的に物件を分割して貸し出すことが可能なことから対象外としている。 ・補助金は本来、補助対象経費と補助率を定めて支給すべきだが、簡便さを優先して定額給付としている。 ・坪数の大きい物件や一棟貸し物件が依然として空き店舗のまま、残ってしまっている。	
類似事業（他市事例）	・江東区（江東区商店街空き店舗活用支援補助金） ・荒川区（荒川区事務所等賃料支援事業補助金） ・八王子市（八王子市空き店舗改修費補助金） ・多摩市（多摩市出店等促進支援金）	
広報手段	☑市報 ☑ホームページ、☑Twitter・Facebook ☑むさしのFM ☑ケーブルテレビ ☑その他（全国宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、多摩信用金庫、西武信用金庫、日本政策金融公庫、武蔵野税務署等）	
今後の展望	今後、空き店舗数が一定程度まで減少しない限り、本事業の実施は必要と思われる。引き続きまちの状況を注視し、毎年度ごとに実施の必要性を検討する。	

<業種別申請割合>

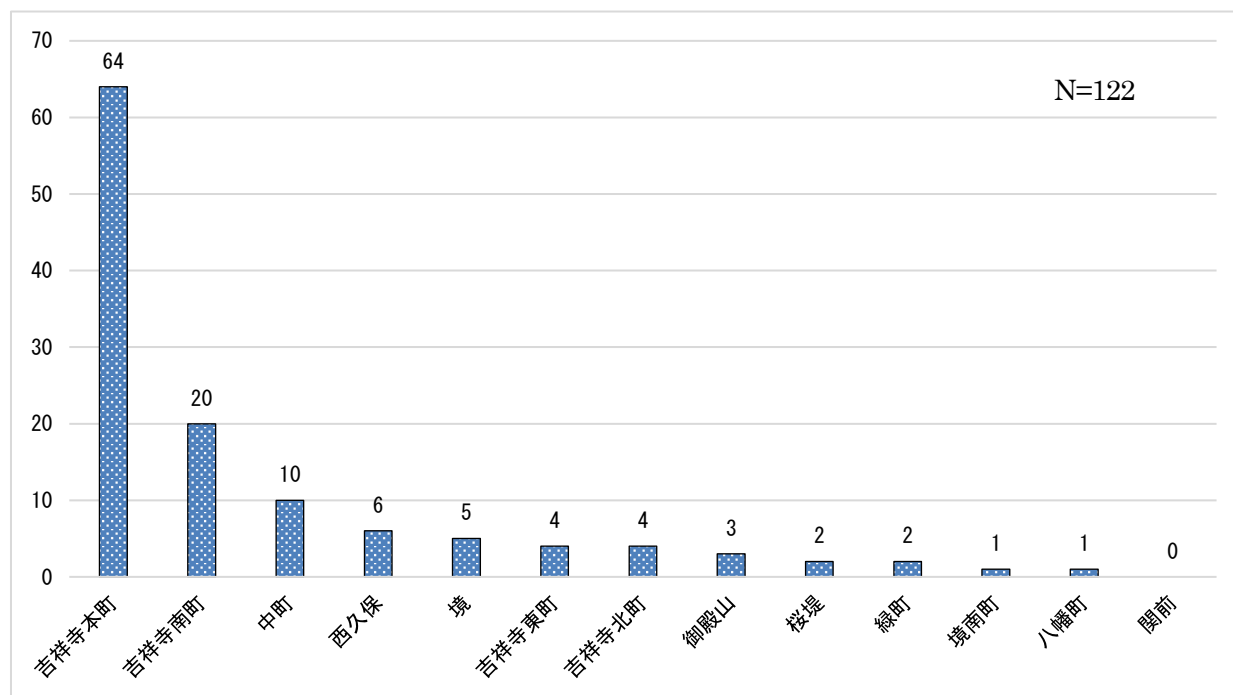
業種別にみると、令和2年度と同様に「飲食サービス業」が最も多く、続いて「小売業」や「生活関連サービス業、娯楽業」となっている。



業種	申請件数	事業詳細
飲食サービス業	41	飲食・カフェ(41)
卸売業、小売業	32	衣類小売・卸売業(7)、ヴィンテージ雑貨・古着販売(2)、書店(2)、洋菓子店(2)、和菓子店、飲食製造・販売(3)、パン製造及び販売業(2)、雑貨製作・販売(2)、ゴルフ用品店、ギャラリー・美術品販売、眼鏡販売、インテリア雑貨(2)、繊維製造・販売、飲食・靴下販売、美容系販売、セラピー・プリザーブドフラワー販売、手芸専門店、生活雑貨用品店
生活関連サービス業、娯楽業	24	まつ毛美容(3)、酵素風呂、ハンドエステ・ネイルサロン(3)、フットケア、婚活事業・結婚相手紹介サービス、靴・靴修理業、脱毛サロン・パーソナルトレーニングジム、リラクゼーション(2)、トリミングサロン、エステティック業(2)、美容室(7)、トータルヘルスサロン
医療、福祉	9	歯科医業(2)、託児所、介護サービス(2)、鍼灸院(4)
専門・技術関連サービス業	6	広告代理店、税理士事務所(司法書士事務所併設含む)(3)、コンサルティング、写真スタジオ
学習支援業	6	英会話教室(2)、子ども向け学習教室(3)、ギャラリー
不動産業、物質賃貸業	2	不動産業、コワーキングスペース
サービス業 (他に分類されないもの)	1	イベント・販促の企画制作
建設業	1	消防設備業
計	122	

＜エリア別分析＞

エリア別分析では、令和2年度と同様に、大きな商業地区を持つ吉祥寺エリアの出店が多い。吉祥寺エリアの中でも令和2年度と比較すると吉祥寺本町の出店数が南町に比べて多くなっている。



＜出店場所(階層)に関する分析＞

令和2年度と同様に、出店場所として最も多い階層は「1F」だが、2F以上も一定のニーズがあると言えるが、そもそも高層ビルが少ないことが本市の特徴の一つとも考えられる。
また、令和2年度と比較すると大型店への出店が少なくなっている。

N=122

平均賃料 (円)	314,437
最高額賃料 (円)	1,760,000
最低額賃料 (円)	50,000

家賃＋歩合制の場合、歩合は含まず

フロアー	申請件数
B 1 F	8
1 F	74
2 F	16
3 F	7
4 F	6
5 F	2
6 F	2
7 F	1
8 F	1
9 F	1
大型店	5
合計	123

※1件の申請で2フロアーの利用があるため、申請件数は122件にならない (B1、2F)

＜商店会加入状況＞

総支給件数 118 件中、商店会への加入については、中道通り商店会の加入が 22 件と最も多く、令和2年度に引き続き、商店会活性出店支援金を活用した事業者が中道通り商店会に多く出店したことがわかる。

No.	商店会名	加入数	No.	商店会名	加入数
1	中道通り商店会	22	15	吉祥寺元町通り商店街振興組合	1
2	吉祥寺南口商店会	9	16	吉祥寺公園通り商店会	1
3	吉祥寺大正通り商店会	7	17	五日市通り親交会	1
4	八丁商和会	4	18	吉祥寺女子大通り光会	1
5	吉祥寺サンロード商店街振興組合	4	19	武蔵境駅前商店街協同組合	1
6	武蔵境みずき通り商栄会	3	20	武蔵野中央会	1
7	吉祥寺パークロード商店会	3	21	グリーンパーク商店会	1
8	吉祥寺平和通り商店会協同組合	3	22	関前八幡町親交会	1
9	吉南商店会	2	23	西久保 N T T 通り商店会	1
10	御殿山幸栄会	2	24	協親会	1
11	ダイヤ街商店協同組合	1	25	商工会議所※1	40
12	三鷹駅北口商店会	1	26	大型店テナント※2	5
13	三谷通り商店会	1	合計		118
14	中央通り西祥会	1			

※1 商店会がない場合等は商店会でなく、商工会議所に加入。

※2 大型店テナントの場合、大型店として商店会（商工会議所）に加入しているため、テナントが個別に商店会（商工会議所）に加入することは不要。

＜月別申請件数＞

令和2年度と同様に、本事業の締切月である3月に申請が集中していることがわかる。また、出店した月も同様に3月が最も多い。

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業開始時	-	-	-	3	11	9	6	7	8	13	9	56	122
6ヶ月継続時	-	-	-	-	-	-	1	1	1	6	10	11	30
（参考）月別出店数※	4	8	4	11	10	11	8	11	15	7	7	26	122

※申請件数を実際に出店した月（事業を開始した月）ごとに表した件数。申請は遡って行われるため、申請した月と出店した月は一致するとは限らない。

＜事業者別申請・支給件数＞

個人事業主よりも法人の申請件数が多いが、それほど大きな差はない。令和2年度と比較しても、申請件数と、個人・法人の割合はほとんど変わらない。
また、6ヶ月継続時申請の締切は令和4年10月3日までとなっているため、まだ全事業者からの申請はないが、すでに不支給となった事業者については同時申請によるものである。
なお、6ヶ月継続時申請の締切前に申請のない事業者については、令和2年度に引き続き、市職員により直接、申請勧奨を実施する予定である。

区分		個人	法人	その他	計
事業開始時	申請	57	65	0	122
	支給決定	54	64	0	118
	不支給決定※	3	1	0	4
6ヶ月継続時	申請	12	18	0	30
	支給決定	11	17	0	28
	不支給決定	1	1	0	2

区分 個人 …個人事業主

法人 …中小企業者、小規模企業者、会社以外の法人

※令和4年度の支給決定件数を含む。6か月継続時の実績は、令和4年3月末時点のもの。

＜不支給内訳＞

理由	件数
転貸物件	2
フランチャイズ契約	1
申請期限超過	1
合計	4

本事業では、支援金の重複支給を防ぐため、転貸物件として賃借しているものは対象にせず、所有者から直接に物件を賃借して事業を行っているものを対象としているため、フランチャイズ契約で支援金申請者が物件を賃借していないケースも対象にならない。

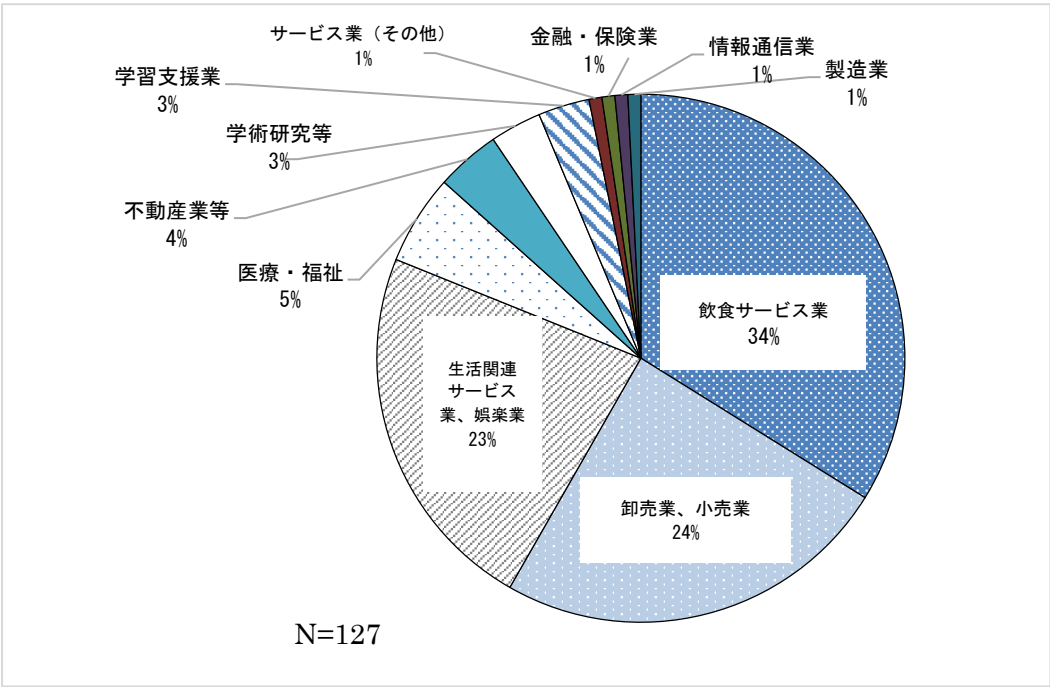
Ⅱ-3 令和2年度 評価シート

令和2年度緊急経済対策効果検証等
結果報告書から抜粋 *一部変更あり

事業名称	令和2年度 商店会活性出店支援金	
実施期間	①令和2年8月11日（火）～令和3年3月31日（水）【事業開始時】 ②事業開始後6ヶ月経過時～令和3年10月1日（金）【6ヶ月経過時】	
事業内容	・産業の振興と商店会の活性化を図るため、市内の空き店舗や空き事務所に店舗し商店会に加入する事業者に対し、出店時（事業開始時）に30万円、出店後（事業開始後）6ヶ月経過時に30万円を支給。	
人員体制	職員2名、アシスタント職員1名	
根拠法令等	武蔵野市商店会活性出店支援金支給事業実施要綱	
実施主体	市	
対象	令和2年8月1日から令和3年3月31日までに市内の空き店舗や空き事務所に店舗し商店会（商工会議所）に加入する中小企業者、小規模企業者、個人事業者または会社以外の法人	
主な効果	・空き店舗対策 ・商店会の活性化 ・出店者への支援（支援金は定額のため、事業者の規模が小さいほどインセンティブとして作用）	
予算額	21,000千円（補助金のみ） ※補正減後	
決算額	37,800,000円	
成果	指標	支給件数（開業時）
	目標	140件（補正減前）
	実績	118件（法人69件＋個人49件）
	乖離理由	当初は業者間流通システムの空き店舗件数から140件としたが、8月～11月の申請実績をもとに目標件数を70件に修正した。ところが、年明けから急に申請が伸び始めたため、想定を上回る結果となった。これは、コロナ禍に対し出店を様子見していた事業者がコロナ禍の長期化を感じ出店を決めた結果だと思われる。
評価	・コロナ禍で増加する空き店舗の抑止につながった。 ・新規出店者と商店会がつながるきっかけとなり、商店会の会員数増加にも貢献した。 ・『令和2年度緊急経済対策効果検証等結果報告書』の事業者アンケート調査では、事業の評価について「満足」と「やや満足」と回答した事業者が合わせて90.7%であり、事業者にとっても評価が高かった。	
課題・問題点等	・コロナ禍のため、居酒屋・バー等深夜酒類提供飲食店を対象外としている。 ・転貸借物件やレンタルオフィスについては空き店舗ではないこと、同一物件に対して何度も支給することになること、意図的に物件を分割して貸し出すことが可能なことから対象外としている。 ・補助金は本来、補助対象経費と補助率を定めて支給すべきだが、簡便さを優先して定額給付としている。	
類似事業（他市事例）	・江東区（江東区商店街空き店舗活用支援補助金） ・荒川区（荒川区事務所等賃料支援事業補助金） ・八王子市（八王子市空き店舗改修費補助金）	
広報手段	☒ 市報 ☒ ホームページ、 ☒ Twitter・Facebook ☒ むさしのFM ☒ ケーブルテレビ ☒ その他（全国宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、多摩信用金庫、西武信用金庫、日本政策金融公庫等）	
今後の展望	『令和2年度緊急経済対策効果検証等結果報告書』の事業者アンケート調査では、出店場所として本市を選んだことに本制度が影響したかについて、“影響した”と“やや影響した”との回答が21.7%を占めていることから、創業支援事業の一環として有効であるといえる。また、本制度の評価については“満足”と“やや満足”で97.5%を占めており、非常に高い評価を得ており、今後は、恒常的な事業として耐えうるよう補助対象経費・補助率を定めるなど制度設計を見直し、令和4年度以降の継続事業化を検討する。今後もコロナ禍による影響が続くことを鑑みると、空き店舗対策として引き続き実施する必要がある、特定業種を優遇する等まちづくりに結び付けることが望ましい。	

＜業種別申請割合＞

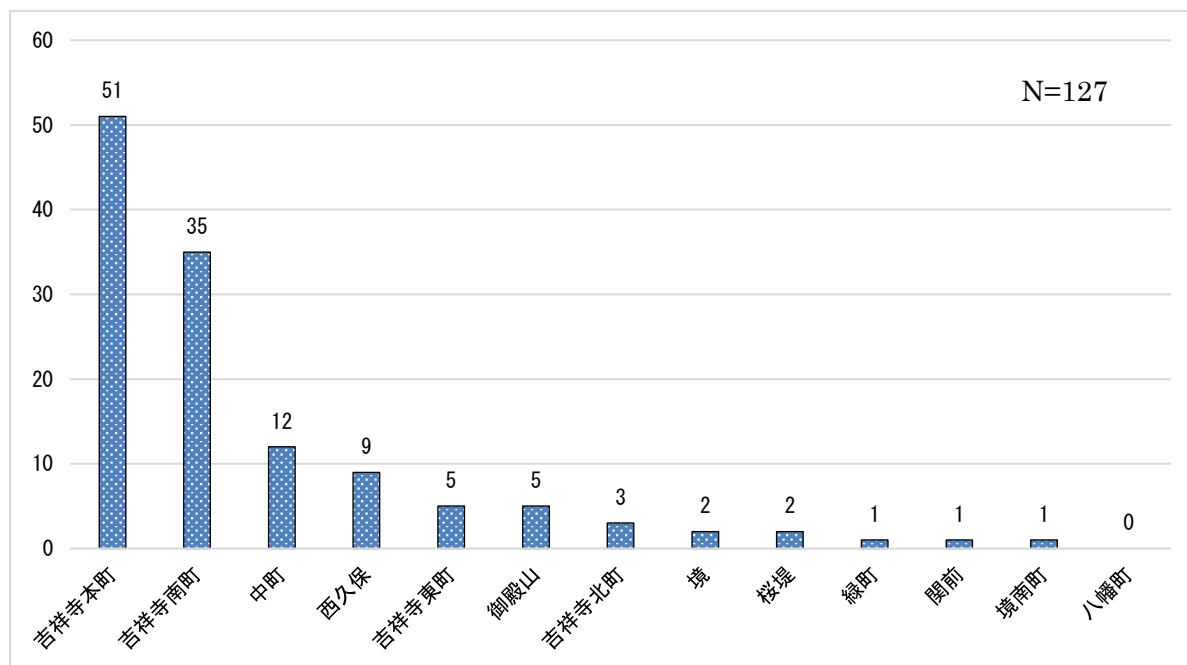
業種別にみると、「飲食サービス業」が最も多く、「卸売業、小売業」や「生活関連サービス業、娯楽業」も比較的多い。本事業は業種を限定しておらず、幅広い業種で活用されていることが分かる。



業種	申請件数	事業詳細
飲食サービス業	43	飲食・居酒屋(43)
卸売業、小売業	31	洋菓子販売(6)、食パン専門店・パン屋(4)、ベビー用品・ベビー子供服(2)、理容・美容用品の卸販売、ゲーム販売及びクリエイターのマネジメント事業、アパレル業、紳士・婦人服飾雑貨オリジナル商品販売、服飾雑貨販売・café(軽飲食)、アクセサリー・雑貨小売り(2)、眼鏡小売、インテリア雑貨の販売(2)、工芸品販売、絵本と雑貨の販売、キッチン雑貨の販売、惣菜製造業・冷凍食品製造、衣料品小売、小売業(3)、古書店
生活関連サービス業、娯楽業	29	美容室(12)、エステサロン(4)、理容店、エステティック・マッサージ・関連商品販売、パーソナルトレーニングジム及び研修施設(3)、タイ古式マッサージ、リラクゼーション、整体院、レンタルレイアウト(鉄道ジオラマ)、コンディショニングサロン・整体、ネイルサロン、フィットネススタジオ、整体・占い
医療・福祉	7	鍼灸院(4)、クリニック(2)、診療所
不動産業、物質賃貸業	5	貸スペース・貸スタジオ、シェアハウス、サブリース業、ワーキングカフェ・サテライトオフィス業、不動産業
専門・技術関連サービス業	4	集客プロモーション事業、広告代理店、デザイン業(2)
学習支援業	4	中国茶教室、教育(生涯学習事業)、学習塾、ダンススクール
サービス業（他に分類されないもの）	1	警備・派遣業
金融業、保険業	1	保険募集
情報通信業	1	税理士より委託を受けてする受託計算業務（現金・有価証券の計算・整理、帳票の貴重・整理等事務処理）
製造業	1	製造
計	127	

＜エリア別分析＞

エリア別分析では、大きな商業地区を持つ吉祥寺エリアで支援金が活用されている。商業施設が集積しているといえるが、一方で、空き店舗が出やすい、店舗の出入りが激しいエリアともいえる。特に武蔵境エリアでは、新規出店の数も少なく、店舗の出入りも少ないのではないかと考えられる。



＜出店場所(階層)に関する分析＞

出店場所として最も多い階層は「1 F」であり、4 F以上からは出店が少なくなっている。
また、本来なら利用者がアクセスしやすいB1Fだが、窓がないため、コロナ禍においては出店ニーズが下がっていることも考えられる。

フロアー	申請件数
B1F	7
1 F	64
2 F	19
3 F※	13
4 F※	5
5 F	3
6 F	1
7 F	0
8 F	0
9 F	1
1 0 F	1
大型店	14
合計	128※

N=127

平均賃料 (円)	302,103
最高額賃料 (円)	1,650,000
最低額賃料 (円)	48,400

家賃＋歩合制の場合、歩合は含まず

※1件の申請で2フロアーの利用があるため、申請件数は127件にならない(3・4F)。

＜商店会加入状況＞

総支給件数 118 件中、商店会への加入については、中道通り商店会の加入が 15 件と最も多く、商店会活性出店支援金を活用した事業者が中道通り商店会に多く出店したことがわかる。

No.	商店会名	加入数	No.	商店会名	加入数
1	中道通り商店会	15	17	ダイヤ街商店協同組合	1
2	吉南商店会	7	18	ベニーレーン商店会	1
3	吉祥寺パークロード商店会	6	19	吉祥寺公園通り商店会	1
4	三谷通り商店会	5	20	五日市通り親交会	1
5	吉祥寺南口商店会	5	21	武蔵境駅前商店街協同組合	1
6	稲荷町会商店会	5	22	武蔵野中央会	1
7	御殿山幸栄会	4	23	四軒寺町会	1
8	八丁商和会	3	24	井の頭通り商店会	1
9	三鷹駅北口商店会	3	25	グリーンパーク商店会	1
10	吉祥寺元町通り商店街振興組合	3	26	西久保 N T T 通り商店会	1
11	吉祥寺サンロード商店街振興組合	2	27	西久保城山会	1
12	吉祥寺女子大通り光会	2	28	吉祥寺平和通り商店会協同組合	1
13	吉祥寺大正通り商店会	2	29	商工会議所※1	29
14	境南協栄会	1	30	大型店テナント※2	12
15	中央通り西祥会	1	合計		118
16	吉祥寺祥和会通り商店会	1			

※1 商店会がない場合等は商店会でなく、商工会議所に加入。

※2 大型店テナントの場合、大型店として商店会（商工会議所）に加入しているため、テナントが個別に商店会（商工会議所）に加入することは不要。

＜月別申請件数＞

申請した月と実際に出店した月の相関関係はほとんどなく、本事業の締切月である 3 月に申請が集中していることがわかる。なお、出店した数は 12 月と 3 月が際立って多い。

令和2年度	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業開始時	0	3	9	6	9	24	15	61	127
6ヶ月継続時	-	-	-	-	-	-	2	6	8
（参考）月別出店数※	7	8	13	12	23	15	12	37	127

※申請件数を実際に出店した月（事業を開始した月）ごとに表した件数。申請は遡って行われるため、申請した月と出店した月は一致するとは限らない。

＜事業者別申請・支給件数＞

個人事業主よりも法人の申請件数が多いが、それほど大きな差があるわけではない。コロナ禍でも意欲的に出店しようとしている個人事業主が多いことがわかる。
また、開業時支援金を支給した全ての事業者が6ヶ月継続時支援金も受給しており、6ヶ月経過時点では閉店した事業者はいない。
なお、6ヶ月継続時申請の締切（令和3年10月1日）近くになっても申請のない事業者については、市職員により直接、申請勧奨を実施している。

区分		個人	法人	その他	計
事業開始時	申請	53	72	2	127
	支給決定	49	67	2	118
	不支給決定	4	5	0	9
6ヶ月経過時	申請※	49	67	2	118
	支給決定※	49	67	2	118
	不支給決定	0	0	0	0

区分 個人 …個人事業主

法人 …中小企業者、小規模企業者、会社以外の法人

その他…有限責任事業組合

※令和3年度の申請・支給決定件数を含む

＜不支給内訳＞

理由	件数
転貸物件	3
コロナ禍前から借りている物件	2
風営法2条（深夜酒類提供）	1
テナント家賃支援金併給	1
賃貸借契約期間が1年未満	1
住民税未納	1
合計	9

本事業では、支援金の重複支給を防ぐため、転貸物件として賃借しているものは対象にせず、所有者から直接に物件を賃借して事業を行っているものを対象としている。また、コロナ禍の事業であるため、コロナ禍前から借りている物件や深夜に酒類を提供しているものは対象にしない。

●参考 閉店件数、商店会（商工会議所）会員退会件数（令和4年5月時点）

事業制度としては、6ヶ月継続時申請の際に事業継続と商店会（商工会議所）会員継続を確認して以降は、事業継続及び会員継続確認する仕組みにはなっていないが、今回、本報告書を作成するにあたり、令和2年度商店会活性出店支援金事業の支給対象者（令和2年8月1日～令和3年3月31日までに出店した事業者）について、現在、閉店していないか、会員を退会していないかの調査を行った。

なお、今回の調査に当たり、商店会と商工会議所に調査を行ったが、未回答の商店会があったため、あくまで参考値として掲載する。

閉店件数（参考値）	業 種
3	「卸売業、小売業」（2）※、「生活関連サービス業、娯楽業」（1）

※1件は大型店のテナント。大型店テナントの場合、大型店が商店会（商工会議所）に加入していれば、テナントが個別に加入する必要はない。

退会件数（参考値）	業 種
5	「卸売業、小売業」（1）、「生活関連サービス業、娯楽業」（4）

Ⅱ-5 『令和2年度緊急経済対策効果検証等結果報告書』事業者アンケート結果

令和3年9月に作成した『令和2年度緊急経済対策効果検証等結果報告書』※において、「令和2年度商店会活性化出店支援金」についても事業者アンケートを実施している。

次頁以降にそのアンケート結果（回答者数43人）を転載する。

※令和2年度に市で実施した緊急経済対策事業（①感染拡大防止中小企業者等緊急支援金、②飲食店テイクアウト・デリバリー事業補助金、③感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金、④事業者支援ほっとらいん、⑤中小企業者等テナント家賃支援金、⑥商店会活性化出店支援金、⑦くらし地域応援券、⑧市制度融資、⑨セーフティネット保証）について、その効果を検証するために各種調査を実施し報告書を作成した。

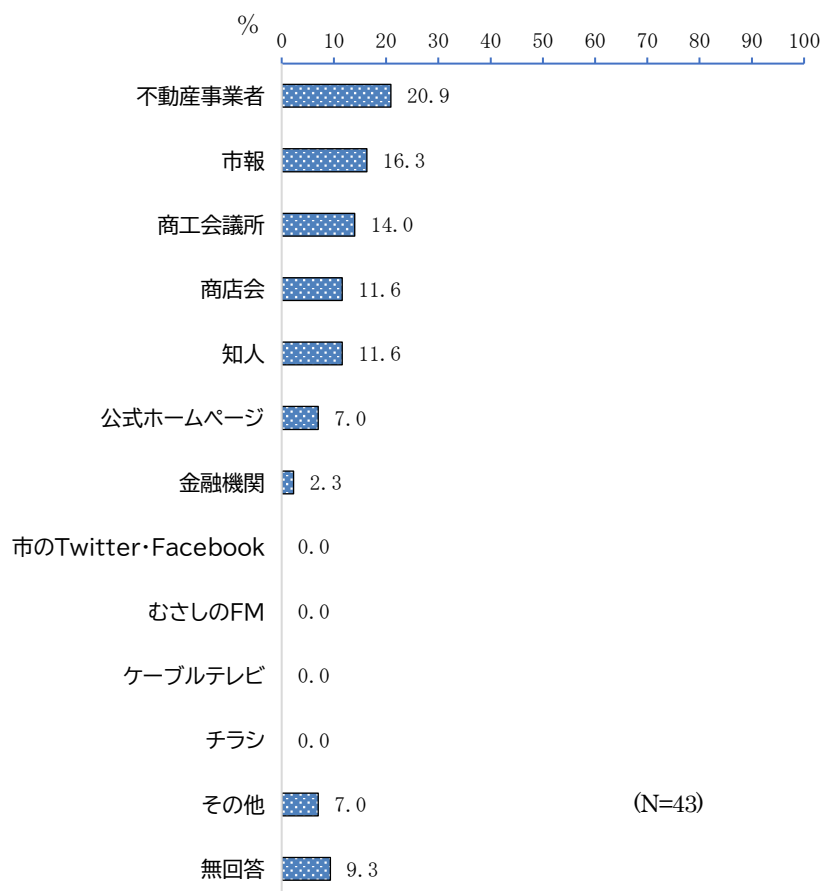
【注意事項】

- ・ 報告書本文中の比率はすべて百分率（％）で表し、小数点第2位以下を四捨五入している。そのため単一回答であっても構成比の合計が100％にならない場合がある。
- ・ 複数回答の設問は、回答が2つ以上あり得るため、構成比の合計が100％を上回る場合がある。
- ・ 円グラフ中の「N」（Number of casesの略）とは設問に対する回答件数の総数を示しており、回答者の構成比（％）を算出するための基数である。

問 40 本制度を知ったきっかけ（媒体）について、最も当てはまると思うものを一つ選び、番号に丸をつけてください。（択一回答）

＜「その他」の主な回答＞

- ・家主から
- ・新聞



「不動産事業者」が20.9%と最も高く、次いで「市報」が16.3%、「商工会議所」が14.0%となっている。

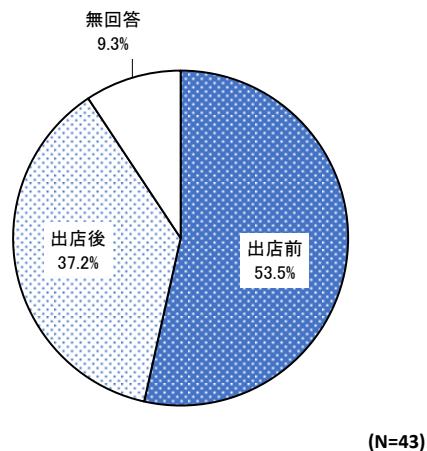
		全 体	本制度を知ったきっかけ(媒体)について												
			市報 (7)	公式ホーム ページ (3)	市のTwitter ・Facebook (0)	むさしのFM (0)	ケーブル テレビ (0)	チラシ (0)	不動産 事業者 (9)	金融機関 (1)	商工会議所 (6)	商店会 (5)	知人 (5)	その他 (3)	無回答 (4)
全 体		43件	16.3%	7.0%	—	—	—	—	20.9%	2.3%	14.0%	11.6%	11.6%	7.0%	9.3%
業 種	建設業	1件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0%	—	—	—
	製造業	1件	—	—	—	—	—	—	100.0%	—	—	—	—	—	—
	情報通信業	1件	—	—	—	—	—	—	100.0%	—	—	—	—	—	—
	運輸業、郵便業	1件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0%
	小売業	14件	7.1%	7.1%	—	—	—	—	35.7%	7.1%	7.1%	14.3%	—	7.1%	14.3%
	飲食サービス業	13件	23.1%	—	—	—	—	—	—	—	30.8%	7.7%	23.1%	15.4%	—
	生活関連サービス業	7件	28.6%	—	—	—	—	—	28.6%	—	—	14.3%	14.3%	—	14.3%
	医療、福祉	3件	33.3%	33.3%	—	—	—	—	—	—	—	—	33.3%	—	—
	サービス業 (他に分類されない)	2件	—	—	50.0%	—	—	—	—	—	50.0%	—	—	—	—

＜小売業＞は市報やホームページなどからより、不動産事業者から直接案内された割合の方が高い。また、＜飲食サービス業＞は商工会議所からの案内で知った割合が他業種よりも高い。

問41 本制度を知った時期について、該当するものを一つ選び、番号に丸をつけてください。(択一回答)

「出店前」が53.5%、「出店後」が37.2%となっている。

		全 体	本制度を知った時期について		
			出店前 (23)	出店後 (16)	無回答 (4)
全 体		43件	53.5%	37.2%	9.3%
業 種	建設業	1件	—	100.0%	—
	製造業	1件	100.0%	—	—
	情報通信業	1件	—	100.0%	—
	運輸業、郵便業	1件	—	100.0%	—
	小売業	14件	42.9%	35.7%	21.4%
	飲食サービス業	13件	53.8%	38.5%	7.7%
	生活関連サービス業	7件	71.4%	28.6%	—
	医療、福祉	3件	100.0%	—	—
サービス業 (他に分類されない)		2件	50.0%	50.0%	—



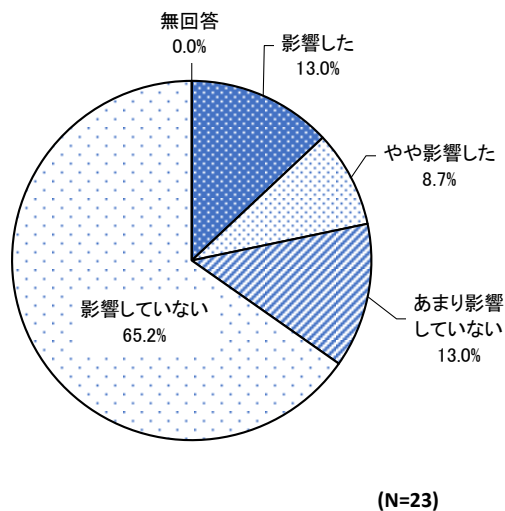
業種別は回答数が少ないが、「出店後に知った」の回答は＜小売業＞に比較的多い。

(問41の「本制度を知った時期」に関する設問において、「出店前」を選択した者のみ回答)

問42 出店場所として武蔵野市を選んだことに、本制度は影響していますか。最も当てはまると思うものを一つ選び、番号に丸をつけてください。(択一回答)

「影響していない」が65.2%と最も高いが、事業実施初年度ながら、約2割が本市に出店するきっかけになったと回答している。

		全 体	出店場所として武蔵野市を選んだことに、本制度は影響していますか				
			影響した (3)	やや影響 した (2)	あまり影響 していない (3)	影響 していない (15)	無回答 (0)
全 体		23件	13.0%	8.7%	13.0%	65.2%	—
業 種	製造業	1件	—	—	—	100.0%	—
	小売業	6件	—	—	—	100.0%	—
	飲食サービス業	7件	42.9%	—	28.6%	28.6%	—
	生活関連サービス業	5件	—	—	20.0%	80.0%	—
	医療、福祉	3件	—	33.3%	—	66.7%	—
	サービス業 (他に分類されない)	1件	—	100.0%	—	—	—

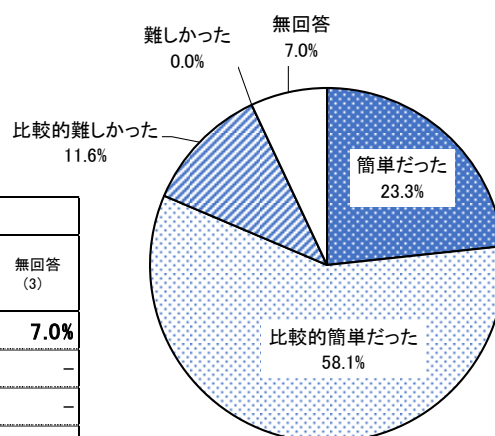


業種別は回答が少ないが、複数回答のあったなかでは「影響した」の割合が高いのは＜飲食サービス業＞である。

問 43 本制度の申請の方法について、最も当てはまると思うものを一つ選び、番号に丸をつけてください。(択一回答)

「比較的簡単だった」が58.1%と最も高く、次いで「簡単だった」が23.3%、「比較的難しかった」が11.6%となっている。

	全 体	本制度の申請の方法について				
		簡単だった (10)	比較的 簡単だった (25)	比較的 難しかった (5)	難しかった (0)	無回答 (3)
全 体	43件	23.3%	58.1%	11.6%	—	7.0%
業 種	建設業	1件	—	100.0%	—	—
	製造業	1件	—	100.0%	—	—
	情報通信業	1件	—	100.0%	—	—
	運輸業、郵便業	1件	—	100.0%	—	—
	小売業	14件	14.3%	57.1%	14.3%	14.3%
	飲食サービス業	13件	30.8%	53.8%	7.7%	7.7%
	生活関連サービス業	7件	28.6%	42.9%	28.6%	—
	医療、福祉	3件	33.3%	66.7%	—	—
	サービス業 (他に分類されない)	2件	50.0%	50.0%	—	—



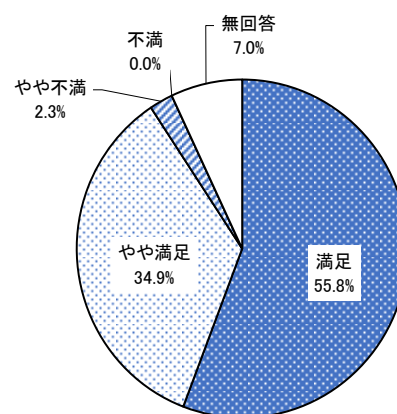
(N=43)

業種別では「比較的難しかった」の割合が比較的高いのは＜生活関連サービス業＞であった。

問 44 本制度の評価について、最も当てはまると思うものを一つ選び、番号に丸をつけてください。(択一回答)

「満足」が55.8%と最も高く、次いで「やや満足」が34.9%、「やや不満」が2.3%となっている。

	全 体	本制度の評価について				
		満足 (24)	やや満足 (15)	やや不満 (1)	不満 (0)	無回答 (3)
全 体	43件	55.8%	34.9%	2.3%	—	7.0%
業 種	建設業	1件	—	100.0%	—	—
	製造業	1件	100.0%	—	—	—
	情報通信業	1件	100.0%	—	—	—
	運輸業、郵便業	1件	—	100.0%	—	—
	小売業	14件	64.3%	21.4%	—	14.3%
	飲食サービス業	13件	38.5%	53.8%	—	7.7%
	生活関連サービス業	7件	42.9%	42.9%	14.3%	—
	医療、福祉	3件	100.0%	—	—	—
	サービス業 (他に分類されない)	2件	100.0%	—	—	—



(N=43)

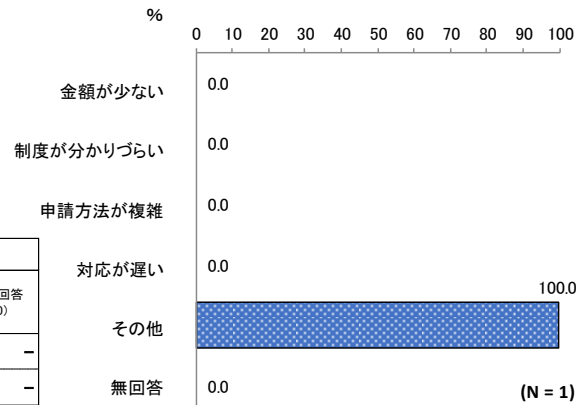
業種別では不満の回答を寄せたのは＜生活関連サービス業＞のみであった。

(問44の「本制度の評価」に関する設問において、「やや不満」または「不満」を選択した者のみ回答)

問45 本制度を不満な理由について、当てはまるものをすべて選び、番号に丸をつけてください。(複数回答)

「その他」として、「商店会の会費が負担である」という回答が1件であった。

	全 体	本制度を不満な理由について					
		金額が 少ない (0)	制度が 分かりづらい (0)	申請方法が 複雑 (0)	対応が遅い (0)	その他 (1)	無回答 (0)
全 体	1件	-	-	-	-	100.0%	-
業 種 生活関連サービス業	1件	-	-	-	-	100.0%	-

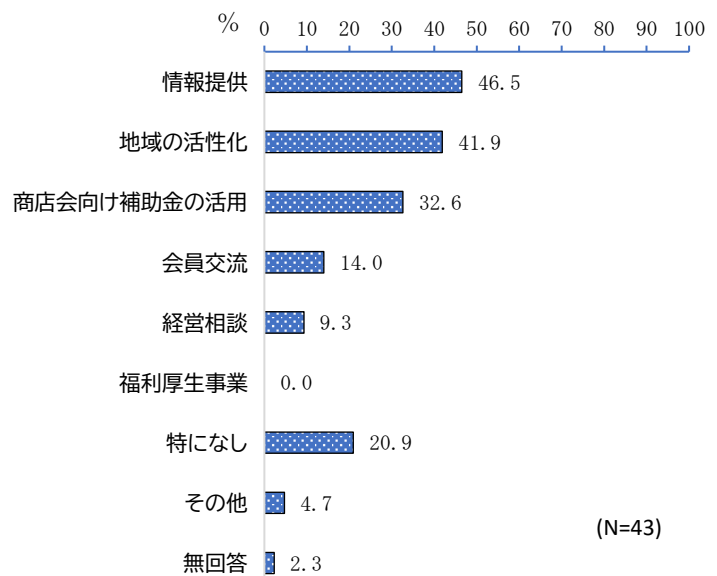


回答があったのは<生活関連サービス業>のみである。

問46 商店会(商工会議所)に加入してメリットだと感じたことについて、当てはまるものをすべて選び、番号に丸をつけてください。(複数回答)

「情報提供」が46.5%と最も高く、次いで「地域の活性化」が41.9%、「商店会向け補助金の活用」が32.6%となっている。

<「その他」の主な回答>
・メリットが感じられない



		全 体	商店会(商工会議所)に加入してメリットだと感じたことについて								
			情報提供 (20)	会員交流 (6)	地域の 活性化 (18)	経営相談 (4)	福利厚生 事業 (0)	商店会向け 補助金の 活用 (14)	特になし (9)	その他 (2)	無回答 (1)
全 体		43件	46.5%	14.0%	41.9%	9.3%	-	32.6%	20.9%	4.7%	2.3%
業 種	建設業	1件	-	-	-	-	-	100.0%	-	-	-
	製造業	1件	-	-	-	-	-	-	100.0%	-	-
	情報通信業	1件	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	1件	-	-	-	100.0%	-	-	-	-	-
	小売業	14件	35.7%	-	21.4%	-	-	35.7%	21.4%	7.1%	7.1%
	飲食サービス業	13件	69.2%	30.8%	76.9%	23.1%	-	38.5%	15.4%	-	-
	生活関連サービス業	7件	28.6%	28.6%	14.3%	-	-	28.6%	28.6%	14.3%	-
	医療、福祉	3件	66.7%	-	66.7%	-	-	-	33.3%	-	-
	サービス業 (他に分類されない)	2件	50.0%	-	100.0%	-	-	50.0%	-	-	-

業種別では<飲食サービス業>が特に「地域の活性化」にメリットを感じている傾向にある。

